

電子処方箋の仕組みの構築について

1. 電子処方箋の仕組みの構築について

新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

第129回社会保障審議会医療保険部会
(令和2年7月9日)資料3(抜粋)

データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

- 3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

▶ 3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

ACTION 1 : 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報(薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報)を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 2 : 電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 3 : 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用

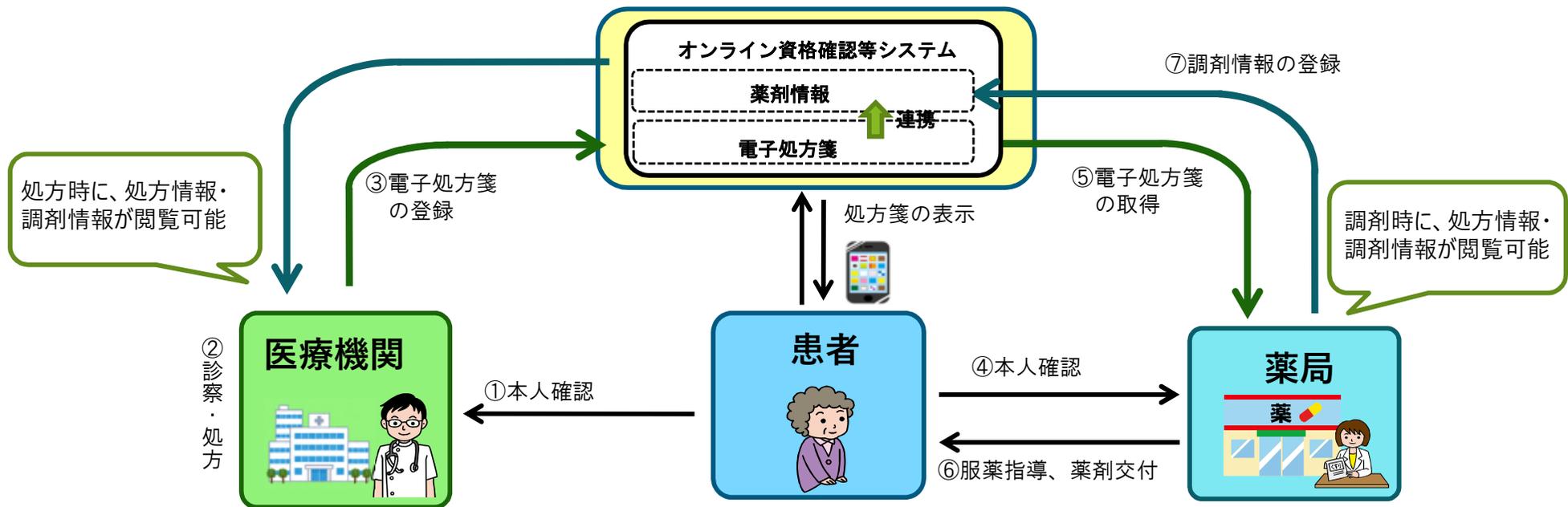


★上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

電子処方箋の仕組みの概要

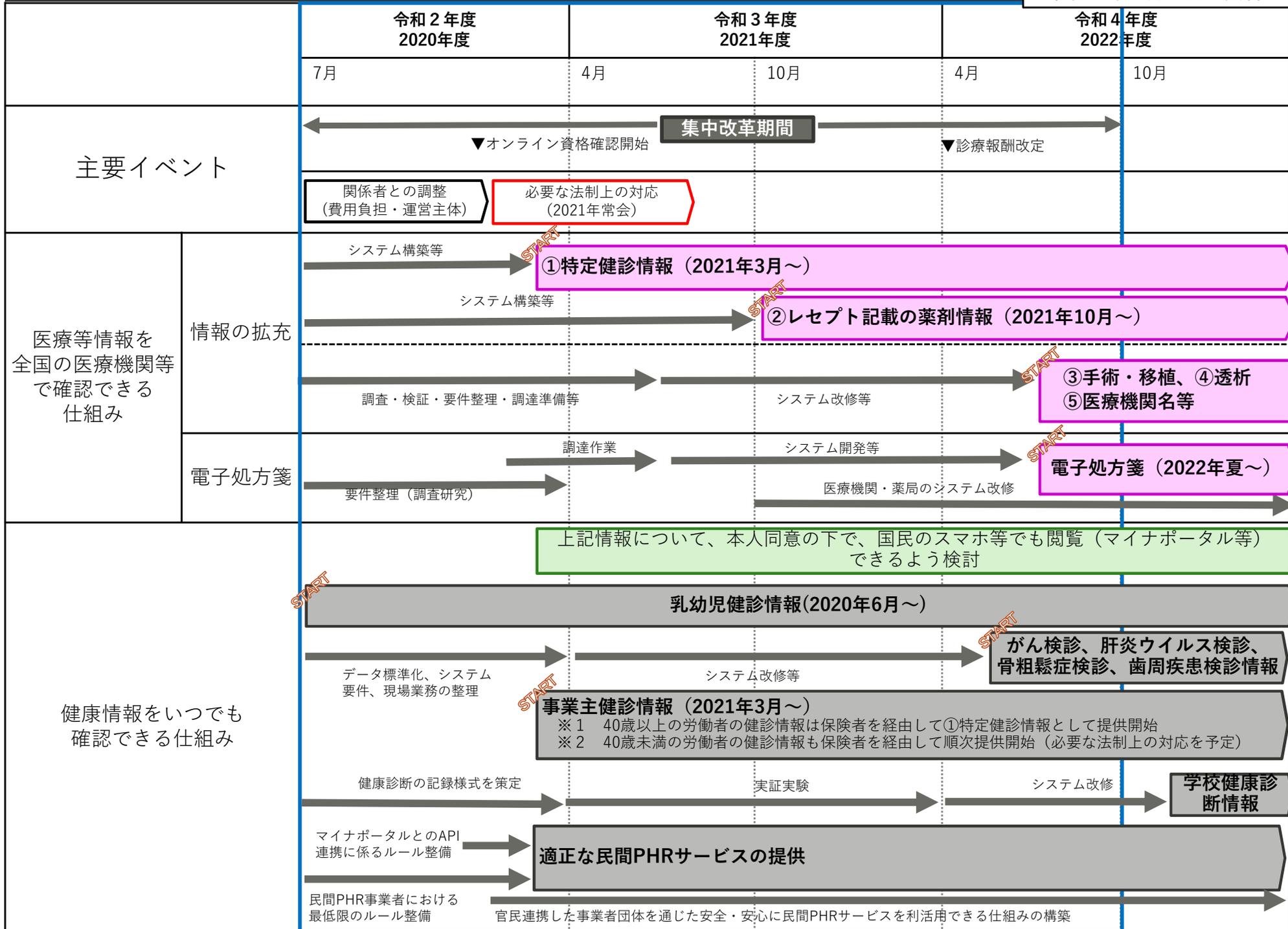
仕組みの概要

- オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋のサーバーを設置する。
- 医療機関は電子処方箋を登録する。
- 薬局において、患者の本人確認を行い、電子処方箋のサーバーから当該患者の電子処方箋を取得する。
- 薬局は調剤情報を電子処方箋サーバーに登録する。
- ※ 電子処方箋の情報を活用し、処方情報・調剤情報を他の医療機関・薬局で閲覧することを可能とする仕組みを構築する。



データヘルス集中改革プラン（2年間）の工程

第129回社会保障審議会医療保険部会
(令和2年7月9日)資料3(抜粋)



※電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

電子処方箋の仕組み(ACTION 2)の実現に向けた今後の進め方(案)

	医療保険部会	医薬・生活衛生局における検討
令和2年度		
7月9日	今後の進め方(案)について議論	<p>※調査研究において論点の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子処方箋の真正性確保について ・患者の本人確認の方法について(患者が来院・来局しない場合を含む) ・処方時に重複投薬を知らせる仕組みについて ・処方情報・調剤情報のデータ保存期間について ・処方情報・調剤情報の画面表示項目・表示レイアウトについて ・医療機関・薬局における処方情報・調剤情報の入力方法等について ・電子処方箋の普及・促進について <p>等</p>
秋頃	検討状況の進捗報告・議論	
1月～	医薬・生活衛生局における検討結果の報告	調達準備
令和3年度		
春頃～		調達、システム改修
令和4年度		

夏頃メド

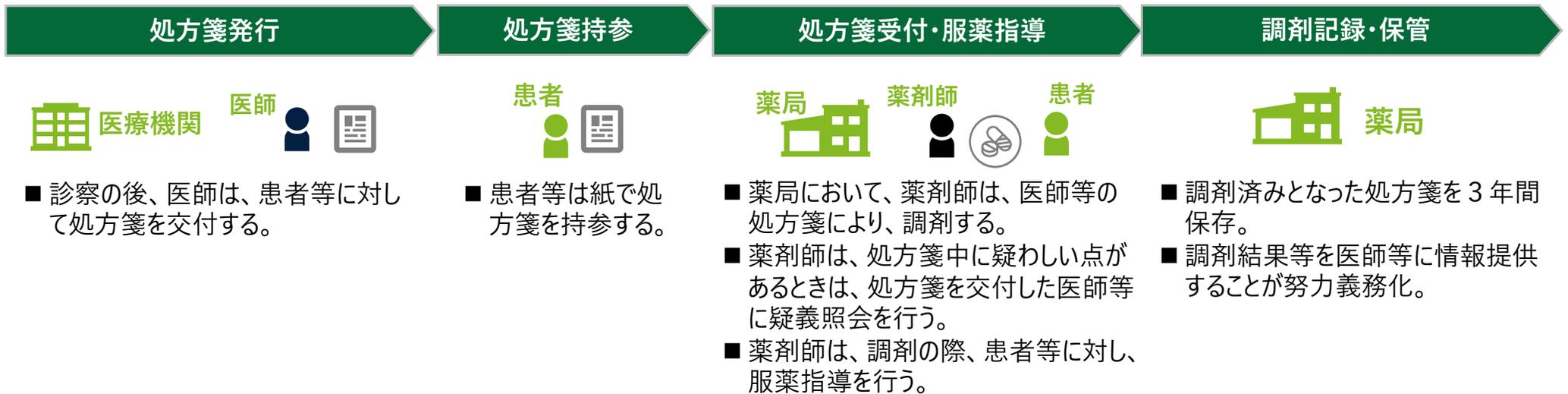
電子処方箋の仕組みの構築

2. 現時点における電子処方箋の仕組みの検討状況

現在の紙の処方箋運用の概要と、電子処方箋の導入による変化

これまでの議論に基づき、紙の処方箋を電子化するとともに、電子処方箋の情報を活用し、処方情報・調剤情報を他の医療機関・薬局で閲覧することを可能とする仕組みも構築することとしている。

紙の処方箋運用の概要



電子処方箋導入による変化

- 電子的に処方箋を交付する。
- 医師は、過去の処方調剤情報を参照したうえで、処方を実施。
- 持参の必要がなくなる。
- マイナポータル等で自己の処方調剤情報を閲覧
- 電子処方箋に基づき調剤。
- 薬剤師は、過去の処方調剤情報を参照したうえで、疑義照会、服薬指導を実施。
- 処方箋は電子的に保存可能。
- 調剤結果等の医師等への情報提供が電子的に可能。

< 参照条文 >

○医師法（昭和23年法律第201号）（抄）

第22条 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。（略）

※歯科医師法（昭和23年法律第202号）にも同様の規定あり。

○薬剤師法（昭和35年法律第146号）（抄）

第23条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

第24条 薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない。

第25条の2 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

第26条 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨（その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量）、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

第27条 薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなつた処方せんを、調剤済みとなつた日から3年間、保存しなければならない。

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（抄）

第1条の5 （略）

2 薬局において調剤又は調剤された薬剤若しくは医薬品の販売若しくは授与の業務に従事する薬剤師は、薬剤又は医薬品の適切かつ効率的な提供に資するため、医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することにより、医療提供施設相互間の業務の連携の推進に努めなければならない。

電子処方箋システムを導入することによるメリットについて (考えられる案)

紙の処方箋が無くなることによるメリット

- ・ 紙の処方箋の偽造や再利用の防止
- ・ 紙の処方箋の印刷に係るコストの削減
- ・ 調剤された薬剤を受け取る際に、紙の処方箋の持参が不要になる。
- ・ 遠隔診療の際、処方箋の原本を電子的に受け取ることが可能となる。
- ・ 紙の処方箋の保管スペース等を削減できる。

処方内容を電子化することによるメリット

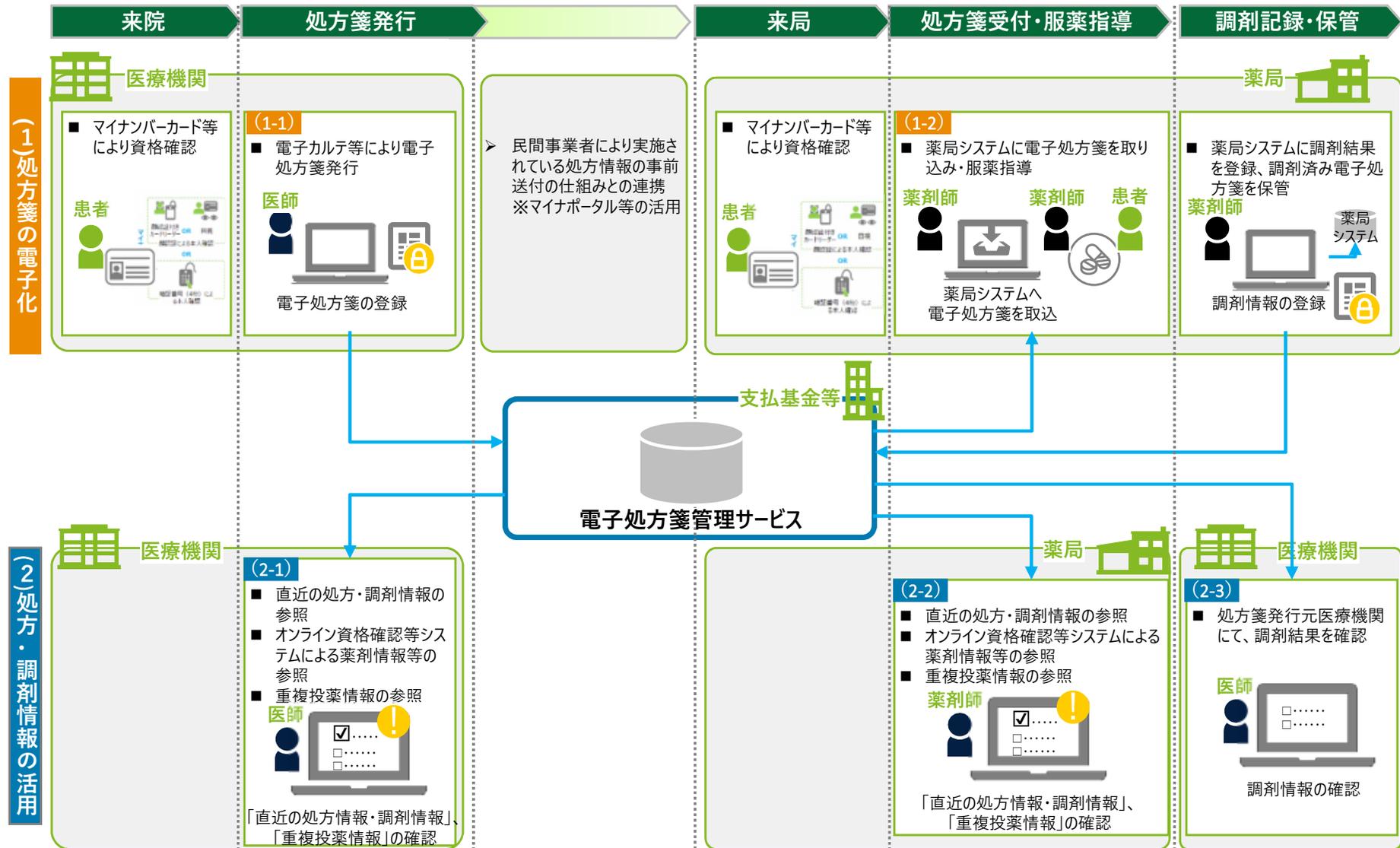
- ・ 薬局から医療機関への処方内容の照会を反映した調剤結果等の伝達や、先発品から後発品に調剤を変更した際の伝達がより容易になり、医療機関でも患者情報のシステムへの反映が容易になる。
- ・ 調剤に関する入力等の労務が軽減され、誤入力等が防止される。
- ・ 処方情報の事前送付をより簡便に行うことができるようになり、待ち時間の短縮が期待される。

電子化した処方情報を共有することによるメリット

- ・ 医療機関と薬局の情報共有が進み、患者にとってより適切な薬学的管理が可能になる。
- ・ 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等が可能となる。
- ・ 直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報や健診情報等をもとに、より質の高い医療の提供に資することができる。
- ・ 患者自らが直近の処方情報や過去の薬剤情報をトータルで一元的に確認することができ、服薬情報の履歴を管理できるとともに、必要に応じて医療機関、薬局等から各種のサービスを受けることができる。

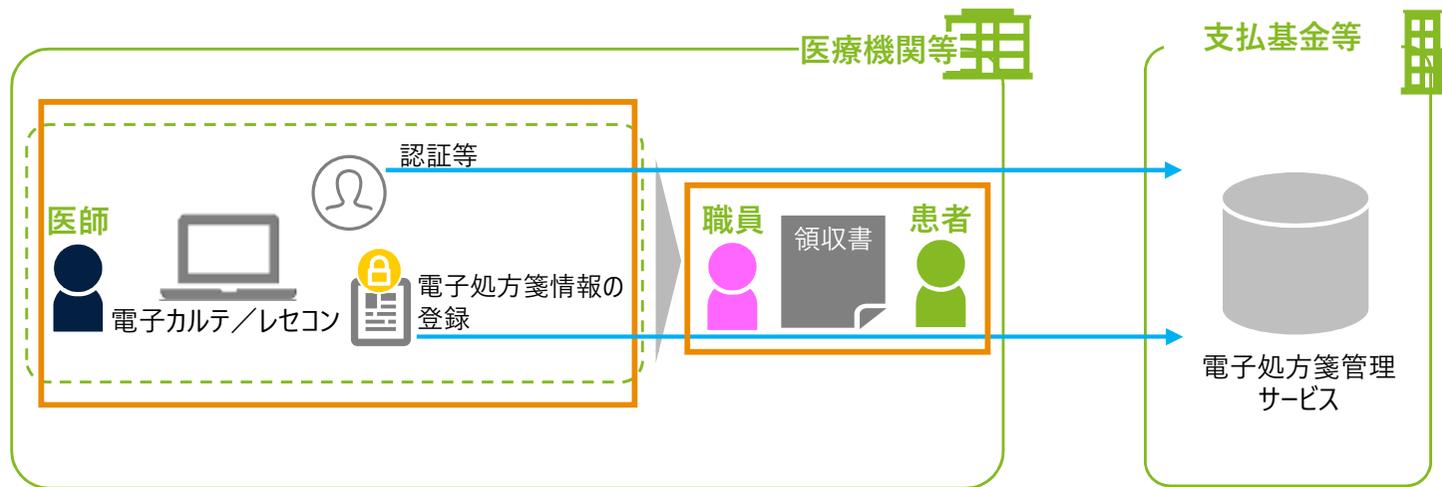
(出典) 電子処方箋の運用ガイドライン (第2版) 等により作成

電子処方箋の導入後における運用全体イメージ



【医療機関】

(1-1) 処方箋発行 (イメージ)



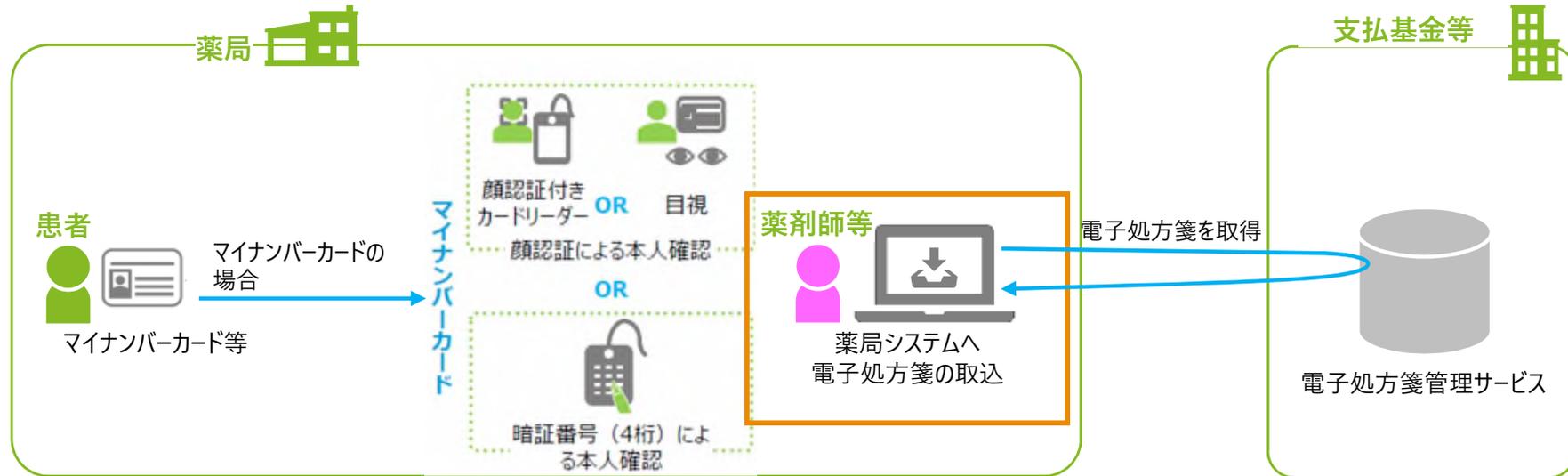
- 医師は電子カルテ等より処方内容を入力し、認証等により真正性を確保し、電子処方箋管理サービスへ電子処方箋情報を登録する。
- 既存のHPKIの仕組みを活用する場合の論点整理を進めるとともに、他の方法による真正性確保策について並行して検討を進める。
- 患者が紙の処方箋を希望した場合は、紙で処方箋を発行できる仕組みとし、紙で処方箋を発行する場合も、処方調剤情報を共有する目的から、処方調剤情報を電子処方箋管理サービスに電磁的に提供する仕組みとする。
- マイナンバーカードを有さない患者への対応について、
 - ・電子処方箋の交付に関しては、引き続き具体的対応を検討する。
 - ・処方／調剤情報は電子処方箋管理サービスに電磁的に登録する。
 - ・過去の処方調剤情報の参照はできないが、アラートを発することは可能。
- 処方内容の事前送付については、既に民間事業者により実施されている例もあるため、連携できる仕組みを検討する。

メリット

- 患者が薬局に持参する紙の処方箋が不要になる。
- 紙の処方箋の印刷に要するコストが削減される。
- 処方箋の偽造や再利用を防止できる。
- マイナポータルを活用して直近の処方情報やレセプトの薬剤情報をトータルで一元的に確認することができる。

【薬局】

(1-2) 処方箋受付 (イメージ)



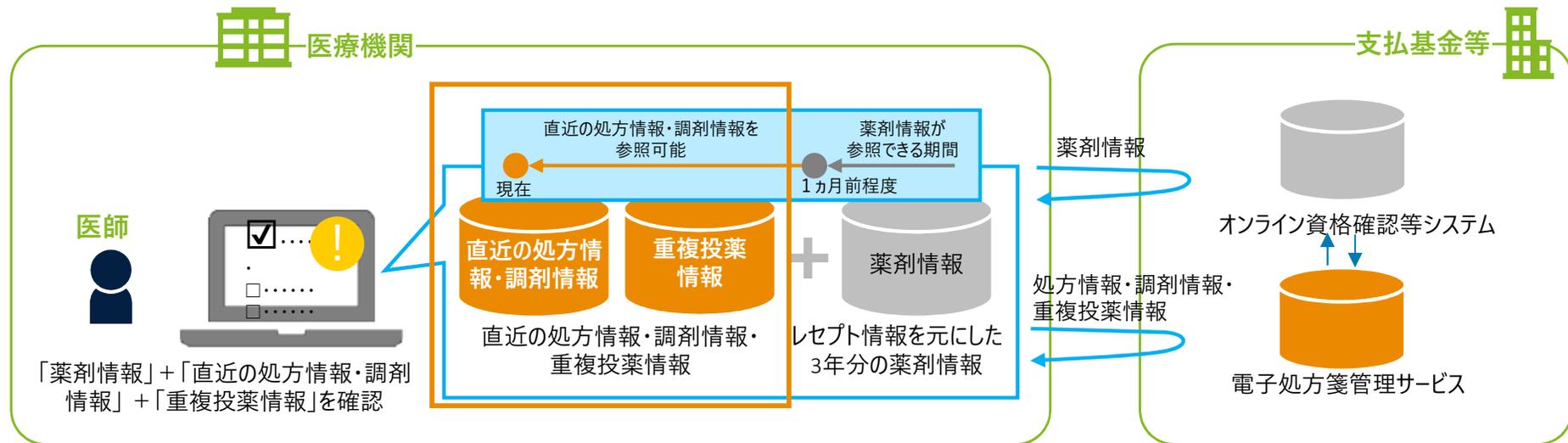
- 患者が本人確認を行った後、薬剤師は電子処方箋管理サービスから電子処方箋情報を取得し、薬局システムへ取り込む。
- マイナンバーカードを有さない患者への対応について、
 - ・電子処方箋の取得、薬局システムへの取込みに関しては、引き続き具体的対応を検討する。
 - ・処方調剤情報は電子処方箋管理サービスに電磁的に登録する。
 - ・過去の処方調剤情報の参照はできないが、アラートを発することは可能。
- 本人以外が来局する場合について、オンライン資格確認等システムにおける運用を踏まえて検討する。

メリット

- 調剤に関する入力等の労務が軽減される。

【医療機関】

(2-1) 直近の処方・調剤情報の参照・重複投薬情報（イメージ）



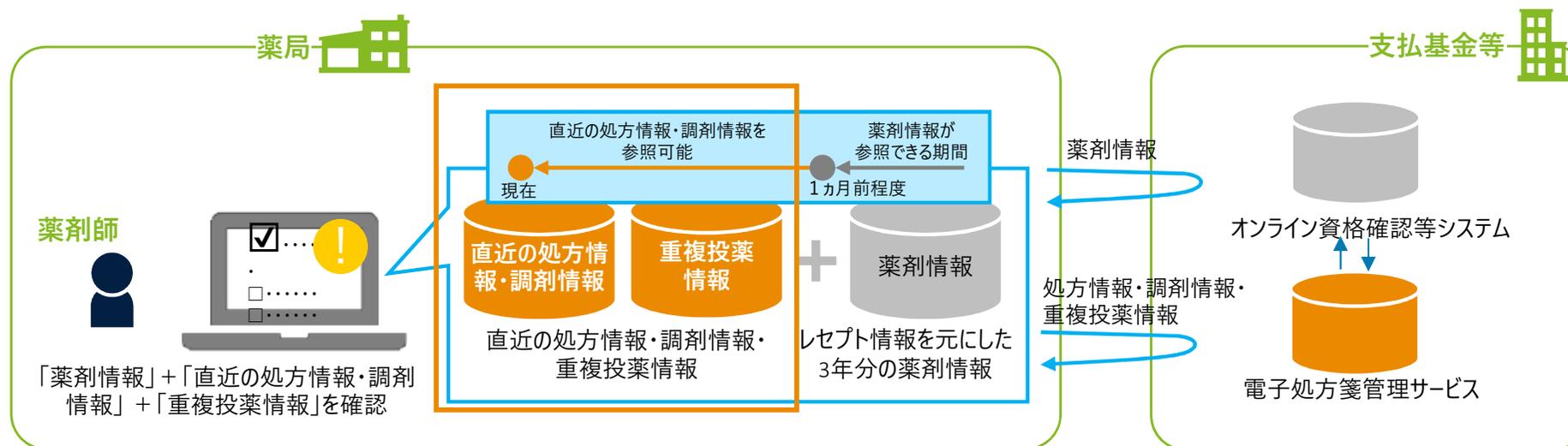
- 患者の同意を得たうえで他の医療機関や薬局の処方／調剤情報を閲覧できることとする。
- 電子化された（複数の）処方情報をリアルタイムで共有し、飲み合わせ確認や服薬指導、重複投薬や併用禁忌、ポリファーマシー防止（多剤等による有害事象の防止等）等に活用できる仕組みとする。
- リアルタイムの処方情報と過去の薬剤情報等を活用して、効果的な健康管理や疾病管理に資する仕組みとする。
- 調剤を終えた過去の処方情報等の閲覧については、オンライン資格確認等システムの薬剤情報閲覧と同様に、マイナンバーカードによる同意に限ることとし、オンライン資格確認等システムにおける資格確認時に併せて同意を得ることとする。
- 他の医療機関や薬局の処方／調剤情報を閲覧するだけでなく、重複投薬等を知らせる機能を付加する。
- マイナンバーカードを有しない患者に対しても、重複投薬等を知らせることとする。
- 紙の処方箋にも設けられている備考欄を電子処方箋でも活用して、検査値や病名など、医師が必要と判断した情報が書き込めるような機能を付加する。

メリット

- 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等が可能となる
- 疑義照会や調剤情報の確認等の負担が軽減される
- 直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報等をもとに、より質の高い医療の提供に資することができる。
- 他医療機関・薬局の処方・調剤情報を踏まえ、安全・安心な処方・調剤を受けることができる

【薬局】

(2-2) 直近の処方・調剤情報の参照・重複投薬情報（イメージ）



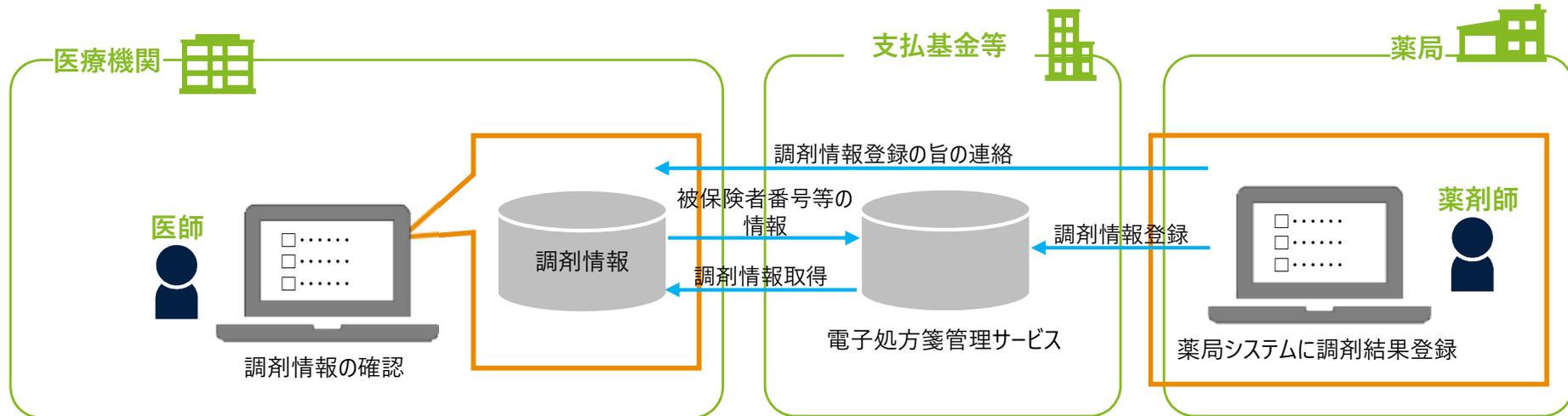
- 患者の同意を得たうえで他の医療機関や薬局の処方／調剤情報を閲覧できることとする。
- 電子化された（複数の）処方情報をリアルタイムで共有し、飲み合わせ確認や服薬指導、重複投薬や併用禁忌、ポリファーマシー防止（多剤等による有害事象の防止等）等に活用できる仕組みとする。
- リアルタイムの処方情報と過去の薬剤情報等を活用して、効果的な健康管理や疾病管理に資する仕組みとする。
- 調剤を終えた過去の処方情報等の閲覧については、オンライン資格確認等システムの薬剤情報閲覧と同様に、マイナンバーカードによる同意に限ることとし、オンライン資格確認等システムにおける資格確認時に併せて同意を得ることとする。
- 他の医療機関や薬局の処方／調剤情報を閲覧するだけでなく、重複投薬等を知らせる機能を付加する。
- マイナンバーカードを有しない患者に対しても、重複投薬等を知らせることとする。
- 重複投薬情報があった場合や薬剤の専門家の視点による疑義が生じた場合に、疑義照会等を効果的に行うための仕組みやルールを検討する。

メリット

- 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等が可能となる
- 疑義照会や調剤情報の確認等の負担が軽減される
- 直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報等をもとに、より質の高い医療の提供に資することができる。
- 他医療機関・薬局の処方・調剤情報を踏まえ、安全・安心な処方・調剤を受けることができる

【医療機関】

(2-3) 調剤情報の伝達（イメージ）



- 調剤結果を薬局が電子処方箋管理サービスに登録した場合に、処方箋発行医療機関が改めて患者本人の同意等を得る手続をすることなく、調剤結果情報を簡便に入手できる仕組みを検討する。

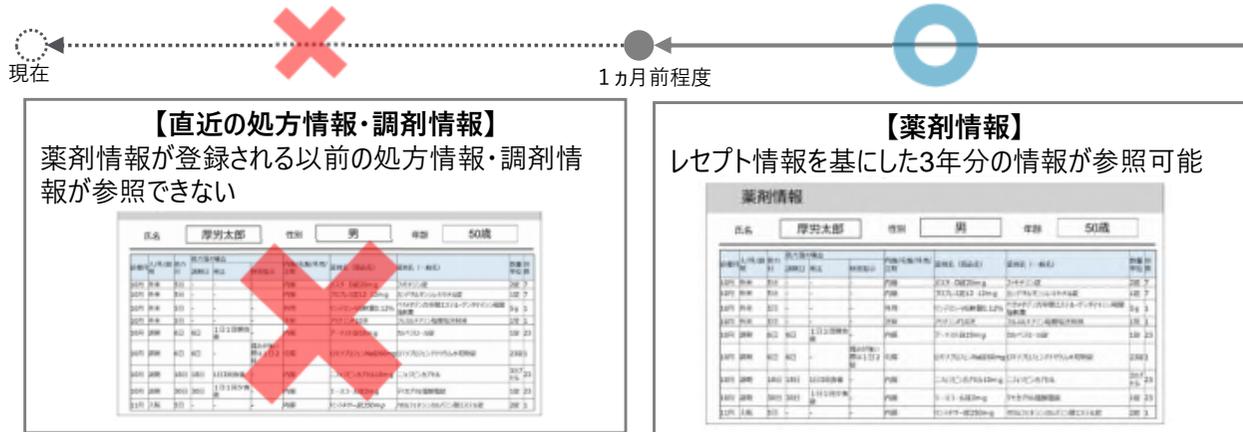
メリット

- 薬局の調剤業務の結果を医療機関に戻すことで、次の処方情報の作成の参考にするという情報の有効利用が可能となる
- 医療機関への処方内容の照会の結果等の伝達や、先発品から後発品に調剤を変更した際の伝達がより容易になる
- 医療機関と薬局の情報共有が進み、患者にとってより適切な薬学的管理が可能になる

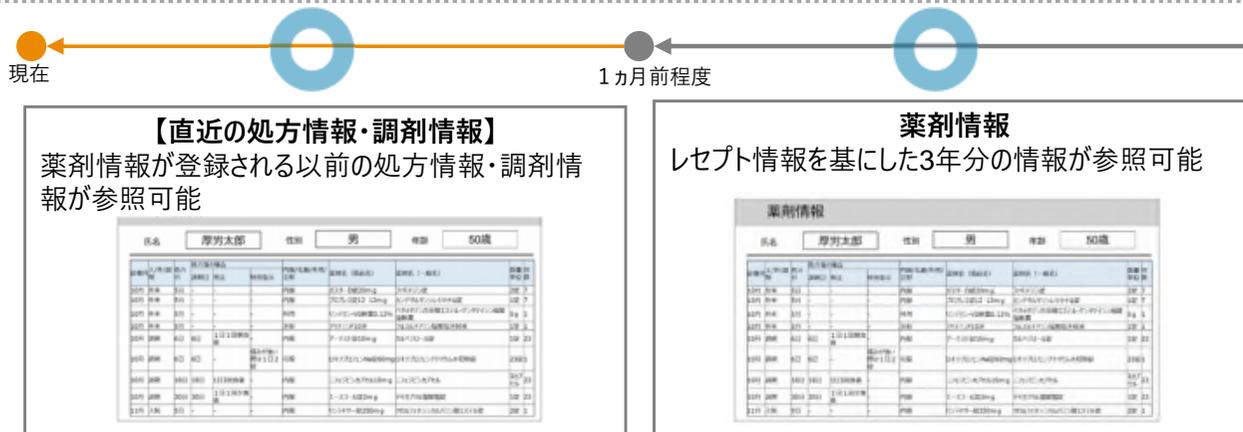
【患者】

(3-1) マイナポータルによる処方・調剤情報の参照 (イメージ)

現状



電子処方箋導入



※医療関係者等の意見も聞きながら、連続性がある形で閲覧できるよう、システム上の連携や画面を工夫する

- マイナポータルにおいて、レセプトの薬剤情報とあわせてリアルタイムの処方／調剤情報を確認できることとする。
- オンライン資格確認等システムで閲覧が可能となる薬剤情報等やマイナポータルで閲覧可能な情報と効果的に連携して、公衆衛生の向上や国民の健康増進に資する仕組みとする。

メリット

- 患者自らが実際に調剤された情報を電子的に保存・蓄積し、服薬情報の履歴を管理できる

運営主体について

電子処方箋管理システムを構築するに当たっては、以下のように、オンライン資格確認等システムと連動し運用することにより、様々な点で効率化を図ることが可能であるため、オンライン資格確認等システムを運営する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会を運営主体としてはどうか。

電子処方箋の仕組み構築に必要な機能

①医療機関及び薬局をつなぐセキュアなネットワーク

②電子処方箋の患者単位の名寄せ

③電子処方箋を作成する電子カルテ等と電子処方箋管理サービスとの連携

④処方調剤情報の参照とレセプト薬剤情報の参照との整合性確保

⑤医療機関情報や薬剤情報等のマスタが必要

活用可能なオンライン資格確認等システムの機能

オンライン請求ネットワーク等を活用可能。

マイナンバーカードの電子証明書シリアル番号や被保険者番号を管理しており、効率的な名寄せが可能。

資格確認端末にインストールするアプリケーションで電子カルテ等とオンライン資格確認等システムを連携しており、当該アプリケーションを活用可能。

運営主体が同一であれば連続的・整合的な参照が可能。

オンライン資格確認等システムにあるマスタを活用することが可能。

健康・医療・介護情報利活用検討会

データヘルス集中改革プラン等の主な論点と検討の方向性（令和2年12月9日）（抜粋）

2. 電子処方箋の仕組みの構築について（ACTION2）

(1) 電子処方箋システムの構築について

- オンライン資格確認等システムにおける、オンライン請求ネットワークや、当該システムで管理される被保険者番号やマスタデータ（医療機関、薬剤情報等）を活用した効率的なシステムとする観点から、オンライン資格確認等システムを運営する社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険中央会を運営主体とし、必要な法制上の手当を行う。
- 医療機関においては、真正性が担保された方法で電子処方箋を運営主体に登録し、薬局において運営主体から電子処方箋を取り込む仕組みとする。
- その際、可用性の高いシステムを構築するとともに、システム障害時における対応を併せて検討する。

(2) 処方箋の電子化や処方・調剤情報の活用を行うための仕組みについて

- ① 処方箋の電子化
 - 医療機関からの電子処方箋の登録、薬局における電子処方箋の取得・調剤結果情報の登録等を行うための電子処方箋管理サービスを構築し、紙の処方箋を不要とすることによる利便性の向上や、医療機関・薬局間での迅速な情報伝達等が可能なシステムとする。
- ② 処方・調剤情報の活用
 - 処方・調剤情報を活用し、効果的に重複投薬等を防止するなど、被保険者の適正受診・適正服薬等に資する機能を構築する。
 - 具体的には、複数の医療機関や薬局において、処方・調剤情報をリアルタイムで共有する機能を付すとともに重複投薬等についてチェックを行いアラートを発する機能を構築することにより、飲み合わせ確認や適正服薬の指導、重複投薬や併用禁忌の薬剤投与の防止、ポリファーマシー防止（多剤等による有害事象の防止等）等に活用する。

(3) 電子処方箋の仕組みの構築により得られるメリットについて

- 以上の機能を有するシステムを構築することにより、
 - ・紙の処方箋がなくなることによる利便性向上等のメリット、
 - ・処方内容を電子化することによる医療機関や薬局間の迅速な情報伝達等のメリット、
 - ・リアルタイムの処方・調剤情報や、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報や健診情報等を医療機関や薬局において共有するとともに、マイナポータルや電子版お薬手帳を活用して自身の情報を閲覧可能とすることにより、被保険者にとってより適切な薬学的管理が可能となる等のメリットが挙げられる。
- 単に処方・調剤業務の効率化にとどまらず、上記のメリットを具体化し、被保険者全体が利益を受ける仕組みとして電子処方箋の仕組みを構築する。

3. 電子処方箋の仕組みの運用に係る費用負担について

電子処方箋の仕組みの運用費用の試算と負担者について

- 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が運営主体となり、オンライン資格確認等システムの基盤を活用すること、及び健康・医療・介護情報利活用検討会において整理した機能を実現することを前提に、すべての機能が稼働する令和5年度以降における運用・保守費用を粗く試算したところ、**9.8億円**との見込み。

< 運営費用の負担の考え方 >

①電子処方箋に期待される効果

- ・調剤を受け取る際に紙の持参が不要等の利便性の向上
- ・処方内容を電子化することによる医療機関や薬局間の迅速な情報伝達が可能となる。
- ・電子化された処方情報をリアルタイムで共有する等により、飲み合わせ確認や服薬指導、重複投薬や併用禁忌の薬剤投与の防止、ポリファーマシー防止（多剤等による有害事象の防止等）等に活用でき、被保険者にとってより適切な薬学的管理が可能となる。



②運営費用の費用負担の考え方

- ・被保険者の利便性が高まるとともに、フリーアクセスが保障された医療保険制度において効果的に重複投薬やポリファーマシー等を防止できるなど、被保険者の適切な受診・服薬、効果的な健康増進等に資する機能を有するもの。
- ・このような機能・効果を前提とすれば、電子処方箋システムは単に処方・調剤事務の効率化にとどまらず、医療保険制度の運営基盤の一つとして被保険者全体が利益を受けるものであり、**すべての被保険者が公平に費用を負担する仕組み**としてはどうか。

※加入者1人当たり負担額（月額）は約0.65円

新たな日常にも対応する処方箋の電子化に向けたシステム構築事業

令和2年度第三次補正予算額案：38億円

【目的】

○ 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）において「電子処方箋について、既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始する」とされていることから、早急にシステム開発を検討・実施し、ポストコロナに向けた経済構造転換として社会保障分野のデジタル化を推進することを目的とする。

【事業内容】

（1）オンライン資格確認の基盤を活用し、以下の機能を有する電子処方箋システムを開発する。

- ・医療機関で患者のマイナンバーカードを認証させる等により、その人に紐づく電子処方箋を発行し、薬局において電子処方箋を取得できる機能
- ・調剤した薬剤等の情報を処方箋発行元医療機関にフィードバックする機能
- ・医療機関・薬局での電子処方箋発行時・取得時に、他の医療機関・薬局における処方情報・調剤情報を閲覧できる機能。また重複投薬等を知らせるアラート機能

（2）全国の医療機関・薬局やそのシステムベンダーに対して、電子処方箋導入のための説明会、周知広報等を実施する。

